

# ①処分への見解

(機関紙8月臨時号掲載済原稿)

最初に今回の市の「指定取り消し」という処分について、我々は不服に思っています。

市は「不正に請求した」と言いますが、不正をしてきた認識は全くありません。

それらは市との話し合いの中で成されたことであります。それについて以下事実関係を述べます。

これまでの話し合いで市もこちらのやり方を理解しているものと思つて長年続けてきて、知的障害者を含め重度障害者の自立生活の面で大きく成果を上げていたのに、ここにきて急にハシゴを外されたように感じます。

これは、障害者の自立生活を進めるといふ点で、大きな妨害であると認識し、そのことに大いに憤慨しています。

我々は、どんなに障害が重くても地域で暮らす、ということを実現するために、ヘルパーが出なかった時代からボランティアを要介助者が自ら募集して生活を作ってきました。

綱渡りの中、それでもさいたま市でもヘルパーが出るようになり、市との話し合いを行い自分に必要な介助者を徐々に確保してきました。

その根底には、障害者、要介助者にとって必要な介助とは何か、それは要介助者自身の声こそが一番に尊重されるべきだとの思いがありました。

企業活動の一環として、とか、そういうことではなく、一番大切にさ

れるべきは、介助者、ヘルパーを使う側の意見である、と。

介助派遣システム設立当初から、その思いは変わっていません。

今回の市の処分決定で大きな問題点とされているのは、①「ヘルパー業務を資格がないヘルパー(みなし資格のまま)にやらせた」ということと、②2010年3月の重度訪問介護への切り替え時から、請求時間を不正に請求している、という2点です。

この二つの点について、そもそもは市との話し合いの結果として、我々は市の理解を得た上で行ってきました。

つまり、逆に言えば、それが問題だというのなら、市はそのことを認識したまま、今回の処分までこの問題を放置したということでもあります。

今回、過去5年間の監査と言うことで、ここ5年の間を取っても資格の問題や重度訪問介護の請求時間数の問題について勧告や話し合いを正式に申し入れられた事実はありません。

そうした勧告に従わないから指定取り消し、ということであるならばわからなくもないですが、一切そうしたことには納得はいきません。後述しますが、その間に監査もあり、そこで我々はやっていることを包み隠さず話してもいます。

そこでの改善命令もあつたわけではありません。

そう考えると、今回の決定はあまりに急な感じがしています。

この5年を振り返るとそういうことになりませんが、そもそも市と我々の協議の推移について、みなし資格を認められた流れ、請求時間数のことについての流れを確認した上で、この5年間の評価を考えるべきだと思つています。

①まず、資格の問題から。

2006年9月28日、市役所で我々と市側で話し合いが行われました(市側で出てきていたのはA氏とB氏)。

この話し合いは、10月1日から障害者自立支援法が全面施行となることで国の事業である居宅介護の資格要件が強くなって、資格無しでは介助ができなくなった。あらためて事業所指定の申請も必要となつて、このままだと10月1日以降、

それまで受けていた介助が受けられなくなり障害者の生活に危機が生じていたところから話が始まっています。

話し合いの中でA氏は、「居宅介護は資格がないとだめだが、無資格でも市の裁量でこれまで同様、みなし資格でできるようにする、但し、みなし資格の場合は報酬単価が30%減になる」と発言。加えて「30%減については現時点では市が補うことはできないが、今後できるかどうか検討する。」「市の事業である移動支援と全身性介助人派遣事業については、無資格でも市が認めた介助者であれば介助ができることとして、当初、資格の有無によって格差をつけていた報酬単価についても差異をなくした。」と我々に話しています。

この話し合いの中、2度、A氏は

「上司と相談してくる」と話し合いを中座しています。

つまり、この結論は、A氏が単独で考えたことではなく、市の福祉課としての回答だと我々は受け取っています。

さらに、みなし資格については、制度が新しくなる中で、国が認める資格であり、今でもさいたま市で継続していることはこの監査の話の中で明らかになっています。

我々は、みなし資格のママではいいとは思つておらず、上記のように、2011年8月の意見書の中で、「みなし資格については継続して市と話し合いをしたい」と申し入れてもいます。

しかしその件について市から話し合いを求められたことも、是正勧告のようなモノもありませんでした。なので、この話し合いの結果が連続していると我々は認識しており、悪意を持ってみなし資格を継続させたわけではありません。

【我々のヘルパー国家資格に対する考え方】

先に書いたように我々は、介助者の資格は、介助を使う側の障害者が決める、というスタンスをずっと取っています。

国家資格があるなしに関わらず、最終的には介助者は利用者本人が決める、ということです。

これは、2022年8月の機関紙上で、我々の介助者にも国家資格を義務化する、と声明を出し、実際に2023年8月に全ての人が国家資格を取った今でも変わりません。

国家資格があつても、その利用者が「使えない」と判断した人は、その利用者の介助はやめてもらつていま

す。

そもそもこの考え方は、1995年にホームヘルパー制度が大きく動いて時間数も伸びヘルパーも増えたことでヘルパーの派遣が行われるようになりましたが、実際に派遣されてきたヘルパーが使えない、ということが発端でした。

言語障害がある障害者に対して派遣されたヘルパーは、その説明を聞くだけで2時間の派遣時間を全て費やし、結果、それまで来ていたボランティアが緊急で来る、というようなことがほぼ毎日ありました。また、説明を聞くこともせず、一人暮らしの障害者をトイレに置き去りにしたヘルパーもいました。

そして、二週間ごとに来るヘルパーが変わる、というようなこともあり、そのたびに一から説明しなければならぬ状況は、生活の助けとしてヘルパーがきているというより、ヘルパーのために生活があるような状況になっていました。

国家資格さえあればよい、という考え方に対して、我々が批判するようになったのはこのことがあつたからです。

自らが育てたボランティアの方が、言語障害があつても言葉を理解できるし、毎日の中でスムーズに生活がおくれる。

【資格に関する市との話し合いの流れ】

このことがあつて、1997年に市と話し合い、まず言語障害があつた利用者に対して、それまで来ていたボランティアをヘルパーとして認め、ということが合意しました。

これによって、生活は安定しまし

その後、翌年1998年には、男性の利用者にも認められ(男性で派遣できる人は業者には当時はいなかった)、多くの同じように思っていた利用者がこの方式で介助を受けることになりました。

いわゆる、東京などで広まっていた「推薦登録派遣」というやり方で市にくみ取ってもらえたことにより

この実現は、数度にわたる窓口などの折衝の末、障害当事者の要望を市にくみ取ってもらえたことにより

ヘルパーの推薦登録派遣が東京でその数年前に始まり、市単の介護人派遣事業などでそれが反映されていたこともありすが、「障害者自身がヘルパーを選ぶ」ということが実現されたのは、市が障害当事者の声をヘルパー派遣に活かしたという意味で大きな一歩だったと思います。

ただその給料の払われ方が、ヘルパー委託を受けている業者を挟んでいたために、その業者(C社)が、「二重委託を疑われる」として撤退。

どうしようか、ということ、1999年、福祉課のDさんから提案がありました。

それは、NPOでも法人を取ってくれば直で推薦登録派遣が実現できるから、法人を取ってほしい、と。

それで委託をさせてほしい、というモノでした。我々は、何も事業所を運営したいわけではありませんでしたが、自分の介助者は自分で育てなければならぬ、他の事業所、いわゆる業者に頼んでいたのでは自分が望む介助者はやってこないことを痛感して

いたので、受けることにしました。それが2000年に設立するNPOとしての介助派遣システムの始まりです。

つまり、我々は「利用者が推薦するヘルパーしか使わない」ということを前提に市とはずっと話を進めてきました。

この時も、当事者の声こそヘルパー施策の運用には必要、という認識を市と共有できたと思っていました。

このことは、先に書いたトイレ置き去りなどが頻発したことが発端だといえます。

実際、ヘルパー資格が重要視され、県もうるさく言ってきた頃でも、「みなし資格」ということで、この方式を続ける、ということ、先に書いた2006年9月の話し合いで確認しています。

その当時、我々の方では筋ジストロフィーの藤井が市との話し合いの中心にいました。

彼は事故で2008年元日に急逝しました。

そのため彼がどういう書類をどのような形で市に出していたか、などの引き継ぎはうまくいきませんでした。

今になって、今回の処分の話になり、藤井のPCを探したら、2006年、2007年、2008年に「指定居宅介護事業者等の従事者資格要件に係る証明書交付申請書」という申請を出していることがわかりました。

これによって、市はみなし資格とすること、ヘルパーを継続させる、ということだと考えられます。引き継ぎがうまくいってなかったために、藤井逝去後、この書類は出

していませんが、「出てない」と市から催促されたこともありません。

②「重度訪問介護における不正請求」とされる部分について

2006年に、重度訪問介護ができましたが、しかし、我々はその制度にのることはしませんでした。

というのは、重度訪問にすると単価が下がるからです。

そもそも、重度訪問介護は、いわゆる営利企業とかの事業所は手を出したくないものであります。

長時間、包括的、しかし単価が安い、ということですから。

結果、当時CILといわれた、障害者が代表となって事業所を立ち上げる、というタイプの事業所に対しての制度だと考えられます。

当時、旧浦和市内では、我々含め、三カ所のそうした事業所がありました。

しかしそれまでの市の単価が高かったこともあって、三カ所ともそれには応じていませんでした。

単価が下がれば、介助者への給料が維持できないからです。

介助者に前と同じことをしてもらっているのに、制度が変わるから給料が下がります、というのは、納得がいきませんし、介助者の生活に関わります。

そのことを解決するために、2010年2月頃に、市役所の人やウチの事務所に来て藤井と二人で話し合いをした結果、請求時間数の変更、いうことで、決着がつかしました。

しかし、この日の話の詳細については、藤井が急逝したため本人に確認ができず、また、いろいろと探しても見つけることができませんでした。

が、三カ所のうちの二カ所の事業所に話を聞いたところ、当時、同時にDさんが来て話があったそうです。

それによると、前年の2009年、県から市に、CIL的事業所の居宅介護の請求の仕方が生活の実態に合っていないという指摘があつて、場合によっては県の調査が入ることになるかもしれないという話があったとのこと。

すなわち、市側には我々に対して、重度訪問介護に切り替えてもらわなければならぬ、という事情があつた、ということです。

その上で、ウチと同じ請求時間数の変更の提案をされたといえます。

この話の間も、Dさんは電話で上司らしき人と話をして、数度話は中断したとも聞いています。

Dさんが独断で決めたモノでもないことは明らかです。

状況から見ると、藤井も同じように重度訪問介護への切り替えを提案をされたのだと思います。しかし先に書いた理由で、それはのめない。

制度自体を見直してもらいたい、というのは何度も我々も以前から言っていました、もちろん国の制度であり、市がすぐにどうこうできるわけではなかったのかもしれない。

このお互いギリギリの線で、この新たな時間数の変更という提案がDさんから成されたわけです。

藤井からは、「重度訪問はイヤだったけど、受け入れざるを得なくなつた。そうすると総額は減る。そこで市が新たな時間数の計算で請求してくれということだから、その通りにして」という形で事務方に連絡

がありました。

我々は、そのDさんの指示に従つたまでで、これを今になって我々が悪意を持って不正請求していたように言われるのは心外です。

そもそも、新しい制度になって単価が下がるというのは、どっか制度設計に問題があると言わざるを得ません。

重度訪問介護に関しては、他の自治体にはそもそも重度障害者が切れ間のない介助を求めているも制度的に実現できなかったところもあつたため、歓迎されたかもしれませんが、さいたま市に関しては、単価が大きく下がる結果になってしまっています。

このことではさいたま市は救済措置を国に求めるなどの措置をすべきではなかったかと考えています。

③その後の監査など

加えて、先のように、2010年1月には介助派遣システムに対して監査が行われており(その後の監査は10年後の今回の処分の元となる2023年2月)、2012年、2018年には事業所指定の更新がありました、その時点で資格の問題も重度訪問の請求の問題も指摘されています。(残念ながら、市の方にもこの監査の記録が残っていないことでした、そのままの運営を続けてきたというのは問題になっていなかった証左でもあります)

2023年2月の監査で、みなし資格でやっていることなど来た職員が知らなかった、これまで市と話をしてやってきていることを伝えました。また、利用者の泊まり2人体制への変更(気管切開による吸引が必要になったため)があつて、4月に市役所で障害福祉課と話をして

これまでの重度訪問介護の請求方法のことと、市との話でこの形になっていることを伝えました。

また、そのあと市から請求時間数のことについての話は全くなかったし、「市が単価が下がった分を補填するのはあり得ない」「不正請求」と言うのであれば法律に則った形にしてもらいたいとも伝えました。

隠れて不正をしようとしたわけではなく、市との話の上で行われてきたことである、それが今できないのなら改めて形を作り直してほしい、と我々は主張していましたが、みなし資格でやってきたことも公に書いてもいえずし、話しています。

それは、共に現場の声を聞いてもらって制度を作ってもらいたい、運用してもらいたい、という思いがあるからです。

もし問題であるならば、なぜその時点で問題にならなかったのか、今問題になっているのか、大きな疑問があります。

#### ④最後に

そもそも、2000年の介護保険施行に合わせたように、障害者の介護制度が支援費制度、障害者自立支援法、障害者総合支援法、しかも一部施行、一部施行、という形で、細かい期間で大きく動いたのが2000年代の状況です。

その中で、我々は翻弄されてきました。

しかし、その中で、DさんやA氏などの提案や上司にかけあってもらったりのことがあったり、資格の問題や単価が下がっても続けられる体制を取ってこられました。

それは、障害者自身の生活を安定させるため、それまでの生活の質を下げないようにするためのことだったと思っています。

今回、彼らをつるし上げるなどと言う気は毛頭なく、感謝すらしています。

恐らく、市もこの急激な変化に翻弄された一人だとも言えるかと思えます。

そうやって制度の急激な変更の中、市の人と話し合いをしながら、障害者自身の生活の安定をはかることができたと思えています。

しかし、そうした互いの努力をなきものとして、しかも内情を知っていながら、例えこの5年の中でも是正勧告、話し合いの申し入れもなく、急に市はこちらだけに非を押しつけ、指定取り消しを通知してきました。

我々は、悪意を持ってこれらのことをしてきたわけではもちろんなく、資格の件も口外していましたが、市との話し合いの結果として、やってきたと認識しています。

悪意による不正の認識は全くありません。

今の福祉課の職員が、もしこうした話し合いの経緯を知らない、とするのなら、それは引き継ぎがされていない、ということになります。

福祉に求められるのは、専門性と継続性です。

これは障害者福祉だけでなく、貧困でも子どもの福祉でも同じかと思えますが、引き継ぎがなされていないとするのなら、それは大いに問題だと思えます。

もし、知っていて放置し、勧告もなしに急にこうした厳しい処分をしているのだとすれば、それはそれで問題だとも思えます。

実際にこの処分が下されれば、それは多くの事業所や作業所などを萎縮させ、現場の職員を疲弊させます。

それでは、重度障害があっても地域で生きる、という自立生活運動がなくなってしまう。

我々は、福祉の大前提に立ち、障害者であっても、誰もが望む生活ができる、そんな障害者と共に、それを実現させていきたい。

今後も、大切なことは障害当事者の声、ということを前提に障害者施策を現場の中で展開してもらいたい。

制度が変わったと言われても、当事者の生活は変わらずある。

制度によって生活の質が下がってしまうことがあれば、個々にきちんと対応すべきだし、国に制度の不備を訴えてほしい。

現場を知るのは市の福祉課であって、実際に制度を使う人が相談に訪れるのは市の福祉課です。国の制度設計に不備があれば、そこにどうしたってしわ寄せがきます。

特に2000年代の急激な制度の変化は、先にも書いたように実際にそうしたことを生んできました。

そうしたことを踏まえ、現場を知る市にはもっともつと国に現場の声を上げてもらいたい。

これまで共に模索してきた結果、全国でもトップレベルの介護保障をおこなう自治体の先駆けとなってきたことにぜひ誇りをもっていただき、そうした当事者の生活に寄り添った施策をこれからもお願いしたい。

そのためには、大いに当事者とのコミュニケーションを取って現場を見つめてもらいたい。(介助派遣システム)